

(1) 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の改訂について

①前回の審議会における質問事項

【質問 1】

生活排水に係る組織市町及び東部広域の役割と責任（事業）主体について

■生活排水処理方法別責任主体

項目	宅内設備 管理主体	管路 管理主体	収集運搬主体			処理主体	
			直搬又は 中継所まで	中継所から因幡浄苑まで		浄化処理	汚泥処理
				鳥取市	4町		
生活排水処理							
公共下水道	設置者	市町	—	—	—	市町	市町
特環下水道	設置者	市町	—	—	—	市町	市町
農業集落排水施設	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
漁業集落排水施設	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
林業集落排水処理施設	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
コミュニティープラント	設置者	市町	市町	市	本組合	市町	本組合
合併処理浄化槽	設置者	—	民間事業者	市	本組合	設置者	本組合
生活排水未処理							
単独処理浄化槽	設置者	—	民間事業者	市	本組合	設置者	本組合
計画収集	設置者	—	民間事業者	市	本組合	本組合	本組合
自家処理	設置者	—	—	—	—	設置者	設置者

【質問2】

「生活排水処理率」における計画策定時と現在の状況（比較）について

【検証結果】

生活排水処理率について、本計画策定時と実績ベースを比較した結果は次のとおりです。令和2年時点で計画目標を達成しています。

■ 計画

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活排水処理人口	214,588	214,287	213,912	213,535	213,160	212,782
公共下水道	141,878	142,621	143,310	144,076	144,846	145,621
特環下水道	19,233	19,306	19,384	19,263	19,143	19,022
農業集落排水施設	42,354	41,342	40,316	39,408	38,495	37,570
漁業集落排水施設	2,175	2,113	2,053	1,997	1,942	1,887
林業集落排水処理施設	79	76	73	71	68	66
コミュニティープラント	424	423	422	420	419	417
合併処理浄化槽	8,445	8,406	8,354	8,300	8,247	8,199
生活排水未処理人口	17,915	16,954	16,090	15,254	14,436	13,646
単独処理浄化槽	7,242	6,873	6,556	6,235	5,923	5,616
計画収集	9,975	9,427	8,922	8,446	7,977	7,530
自家処理	698	654	612	573	536	500
合計(行政区域内人口)	232,503	231,241	230,002	228,789	227,596	226,428
生活排水処理率	92.3%	92.7%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%

■ 実績

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活排水処理人口	213,480	213,585	212,225	210,037	210,180	209,549
公共下水道	142,360	143,720	143,697	144,007	144,338	145,034
特環下水道	18,505	18,149	17,855	17,581	18,036	17,859
農業集落排水施設	42,048	41,731	41,391	40,198	39,641	38,781
漁業集落排水施設	2,170	2,141	2,106	2,070	1,963	1,901
林業集落排水処理施設	78	74	74	70	70	65
コミュニティープラント	420	414	413	413	409	409
合併処理浄化槽	7,899	7,356	6,689	5,698	5,723	5,500
生活排水未処理人口	17,780	16,750	16,011	16,111	14,171	13,146
単独処理浄化槽	6,388	5,172	4,967	5,038	4,493	4,223
計画収集	10,675	10,884	10,378	10,381	9,083	8,375
自家処理	717	694	666	692	595	548
合計(行政区域内人口)	231,260	230,335	228,236	226,148	224,351	222,695
生活排水処理率	92.3%	92.7%	93.0%	92.9%	93.7%	94.1%

□ 生活排水処理率達成状況

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
■ 計画	92.3%	92.7%	93.0%	93.3%	93.7%	94.0%
■ 実績	92.3%	92.7%	93.0%	92.9%	93.7%	94.1%
差	0.0%	0.0%	0.0%	-0.4%	0.0%	0.1%

【質問3】

「浄化槽法定定期検査受検率」における計画策定時と現在の状況（比較）について

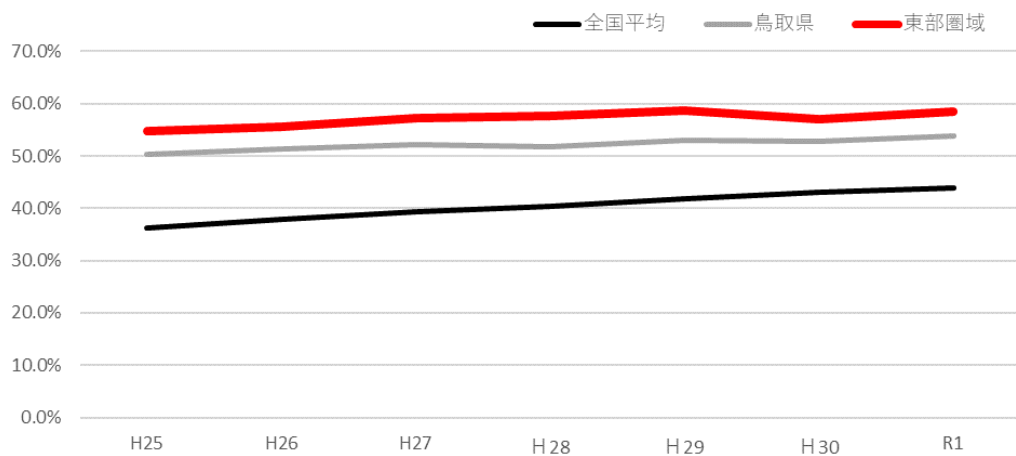
【検証結果】

浄化槽法定定期検査受検率について、本計画策定時と実績ベースを比較した結果は次のとおりです。平成25年以降は増加傾向にあります。

■浄化槽法定定期検査（第11条関係）受検率

市町名	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	36.3%	37.9%	39.4%	40.3%	41.8%	43.1%	43.8%
鳥取県	50.4%	51.4%	52.1%	51.8%	53.1%	52.8%	53.9%
東部圏域	54.8%	55.6%	57.3%	57.6%	58.6%	57.1%	58.5%

□グラフ



① 具体的施策の展開<取組み状況等について>

基本理念：生活排水を適正に処理し、きれいな海・川・池を次世代につなぐ。

1 住民・事業者・行政の協働による生活排水処理の推進

(1) 住民の取り組み

① 家庭生活排水における水質保全対策

- ア. 川や海にごみを捨てない、汚さないようにする
- イ. 洗剤の過剰使用をやめるようにする
- ウ. 廃食油を流しに捨てないようにする
- エ. 台所では水切り袋を使うようにする
- オ. 石鹸などはできるだけ環境にやさしいものを選んで、適量使うようにする

<取組み状況>

- ・ 下水道の正しい利用方法についてのホームページや広報誌による情報発信
 - ※調理くずなどを流さない
 - ※トイレに紙おむつなどを流さない
 - ※リンを含まない洗剤の推奨
 - ※毛髪が管に入らないよう目皿等の使用を推奨など

② 排水処理対応

- ア. 下水道等が整備されている区域では、接続に協力する
公共下水道や集落排水施設への接続を推進するため、水洗便所改造資金融資あっせん制度による接続の支援を行っている
- イ. 下水道等が整備されていない区域では、浄化槽の設置に協力する

<取組み状況>

- ・ 公共下水道や集落排水施設への接続を推進するための、水洗便所改造資金融資あっせん制度による接続の支援
- ・ 広報による啓発

③ 水質保全美化活動

- ア. 道路側溝などの清掃活動を行い、河川や海への濁水流入の防止に協力する
- イ. 河川やその周辺での清掃活動に協力する

<取組み状況>

- ・ 湖山池アダプトプログラムへの加盟と湖山池周辺護岸の一定区画で定期的な清掃や環境保全活動

- ・活動団体への報償費支給
- ・町内会等のボランティア清掃へのごみ袋の無料配布

(2) 事業者の取り組み

① 事業所の生活排水における水質保全対策

- ア. 水処理を徹底し、汚濁物質を削減
- イ. 廃油の資源化など、適正な処理を推進

<取組み状況>

- ・事業所にて行える汚濁負荷削減の取り組みについての情報発信
 - 工場、事業場における排水処理施設の適正管理と一層清浄な水質での排水
 - 飲食店など小規模事業場の下水道への接続
 - 下水道接続できない場合の油水分離槽や沈殿分離槽などの設置及び定期的な清掃などの適正管理

② 水質保全美化活動

- ア. 河川やその周辺での清掃活動

<取組み状況>

- ・海岸清掃の実施

(3) 行政の取り組み

① 生活排水対策の推進

- ア. 下水道等の接続について未接続世帯への訪問による早期接続を啓発
- イ. 広報誌やパンフレット等による正しい下水道等の利用啓発
- ウ. 浄化槽設置への普及啓発、個別通知
- エ. 生活排水の汚濁を減らす取り組み定着への啓発

<取組み状況>

- ・未接続世帯促進や浄化槽法定検査受検指導
- ・ホームページや告知端末放送等での下水道の正しい利用の啓発
- ・浄化槽設置の際での適切な浄化槽の利用についてのチラシ配布

② 事業所の生活排水対策の推進

- ア. 事業所の生活排水の適正処理を事業者に指導
- イ. 一般事業所において、油水分離槽の設置を依頼

<取組み状況>

- ・下記事項等についての広報
 - グリーストラップ等の設置依頼

□工場、事業場における排水処理施設の適正管理と一層清浄な水質での排水

□飲食店など小規模事業場の下水道への接続

□下水道接続できない場合の油水分離槽や沈殿分離槽などの設置及び定期的な清掃などの適正管理

③ 水質の監視・調査

ア. 構成市町で定期的実施している水質調査を継続して行い、結果を公表

イ. 特定除害施設に該当する事業所の排水水質の測定を行い、適正に処理し排水するよう監視・指導

<取組み状況>

・町内各処理場の流入水・放流水の水質検査や渇水期における河川水検査

・水質汚濁防止法に定める特定施設を設置する特定事業場などを対象に、排水基準の遵守や排出水の汚染状態の測定などについて指導

④ 水質保全活動の支援

ア. 家庭排水の水質浄化を推進する活動を支援

イ. 処理水の放流先河川を美化清掃する地元自治会等の取組への協力等、住民による水質保全美化活動を支援

<取組み状況>

・浄化槽の保守点検や清掃についてのホームページや広報誌による情報発信

・湖山池アダプトプログラム制度の導入と、加盟団体への清掃用具等の支援

2 生活排水処理の促進

(1) 下水道等への接続促進

ア. 公共下水道、特定環境保全公共下水道については、構成市町の下水道全体計画等を基に接続を促進する

<取組み状況>

・個別訪問による促進依頼

・広報等による啓発

イ. 下水道への接続に対して、一部費用の融資斡旋を実施する

<取組み状況>

・実施済

(2) 浄化槽の設置補助

ア. 合併処理浄化槽の設置を行う住民、事業者に対して補助金交付を継続して実施する。

<取組み状況>

・実施済

イ. 合併処理浄化槽設置に係る費用の一部に対し融資の斡旋を実施する。

<取組み状況>

・未実施（融資実績がないため）

(3) 浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の啓発

ア. 浄化槽を設置している住民、事業者に対して、浄化槽法に基づいた保守点検、清掃、法定検査を実施するよう、広報誌やパンフレットの配布、個別通知等を行う

イ. 必要に応じて、浄化槽の維持管理費用の一部を助成する制度を整備することについて検討する。

<取組み状況>

・ホームページでの法定検査や清掃の実施についての掲載と啓発

3 生活排水処理施設の適正な維持管理

(1) 下水道や集落排水施設の老朽化対策等

ア. 施設の老朽化調査等を実施し、適正な補修計画を作成する等、施設の長寿命化対策を検討する

イ. 人口の減少を踏まえて、施設を統廃合することでトータルコストの低減化についても検討する

<取組み状況>

・ストックマネジメント計画などに基づく施設の長寿命化やコストの低減化

(2) し尿処理施設の適正な維持管理

ア. 平成 27 年に実施した精密機能検査結果を基に、設備ごとの状況に応じた維持管理を適正に実施する

<取組み状況>

・平成 30 年度精密機能検査の実施と適正な維持管理

イ. 長期的視点から、し尿処理施設の整備を検討する

<取組み状況>

・令和 2 年度インフラ長寿命化計画の策定